

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年7月7日(2011.7.7)

【公表番号】特表2008-521458(P2008-521458A)

【公表日】平成20年6月26日(2008.6.26)

【年通号数】公開・登録公報2008-025

【出願番号】特願2007-541821(P2007-541821)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/49 (2006.01)

A 6 1 F 13/56 (2006.01)

【F I】

A 4 1 B 13/02 H

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年5月20日(2011.5.20)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

使い捨てオムツ(2)が腰ベルト(10)を備え、該腰ベルト(10)は、腰ベルト第1の部分(10a)と腰ベルト第2の部分(10b)とを持ち、少なくとも該腰ベルト第2の部分(10b)はその末端からタブの形態にて少なくとも10mm突出する第1のファスナー(26)を備え、該第1のファスナーは使用状態における人体反対側(261)と、使用状態における人体側(262)とからなり、また少なくとも該腰ベルト第1の部分(10a)は第2のファスナー(88)を備え、該第1のファスナー(26)の人体側(262)は、閉じた腰まわりを形成するために該第2のファスナー(88)に、取り外し可能な方法で固定可能であり、また上記使い捨てオムツはオムツ本体(4)を備え、該オムツ本体は前当てと、背当てと、これら両者間に位置する股ぐりとを備え、また該オムツ本体は、液体のための吸収体(6)を備え、そしてまた該オムツ本体(4)の前当てまたは背当ての長手方向末端が、少なくとも第3のメカニカルファスナー(34)を介して、該腰ベルト(10)の人体反対側にある第4のファスナー(99)に、取り外し可能な方法で固定可能である、上記の使い捨てオムツにおいて、該第3のメカニカルファスナー(34)は、さらに該第1のファスナーの人体反対側(261)に、取り外し可能な方法で固定可能であり、前記第1のファスナーの人体反対側(261)は少なくともその一部が、纖維材料(264)によって形成され、前記第3のファスナー(34)が面ファスナーフックであることを特徴とする、上記の使い捨てオムツ。

【請求項2】

前記第1のファスナー(26)は少なくともその一部が弾性を持つことを特徴とする、請求項1に記載の使い捨てオムツ。

【請求項3】

前記第1のファスナー(26)はメカニカルファスナーエレメントを備えることを特徴とする、請求項1に記載の使い捨てオムツ。

【請求項4】

前記第1のファスナー(26)が弾性不織布材料を備え、該不織布材料に前記第3のファスナー(34)が、取り外し可能な方法で固定可能であることを特徴とする、請求項1に記載の使い捨てオムツ。

**【請求項 5】**

前記第1のファスナーの人体反対側(261)と前記第3のファスナー(34)との間のせん断強さである付着力は、該第1のファスナーの人体側(262)と前記第2のファスナー(88)との間のせん断強さである付着力よりも小さいことを特徴とする、請求項1記載の使い捨てオムツ。

**【請求項 6】**

前記第1のファスナーの人体側(262)と前記第2のファスナー(88)との間のせん断強さである付着力は、少なくとも5N/25mmであり、かつ、多くとも80N/25mmであることを特徴とする、請求項1に記載の使い捨てオムツ。

**【請求項 7】**

前記第1のファスナーの人体反対側(261)と前記第3のファスナー(34)との間のせん断強さである付着力は、少なくとも2N/25mmであり、かつ、多くとも70N/25mmであることを特徴とする、請求項1に記載の使い捨てオムツ。

**【請求項 8】**

前記腰ベルト(10)は一体型の材料片(8)によって形成され、該材料片はオムツ本体(4)に接合されていることを特徴とする、請求項1に記載の使い捨てオムツ。

**【請求項 9】**

前記オムツ本体(4)に接合されている前記一体型材料片は、長手中心軸の両側で、該オムツの長手方向(18)に延びる折り目線(120)にそって、それ自体重ね合わせて折りたたまれることを特徴とする、請求項8に記載の使い捨てオムツ。

**【請求項 10】**

前記腰ベルト(10)は折りたたまれた形のとき、該腰ベルトの自由な末端(22)における掴みしろ(24)が、横方向(14)に前記オムツ本体(4)の長手方向側縁(16)を越えて、少なくとも10mm突出することを特徴とする、請求項1に記載の使い捨てオムツ。

**【請求項 11】**

前記腰ベルト(10)は折りたたまれた形のとき、該腰ベルトの両側の自由な末端(22)における掴みしろ(24)が、横方向(14)に前記オムツ本体(4)の長手方向側縁(16)を越えて突出することを特徴とする、請求項1に記載の使い捨てオムツ。

**【請求項 12】**

前記腰ベルト(10)を形成する材料片が横方向(14)に広げられた状態のとき、該材料片が前記オムツ本体(4)の前記長手方向周縁(16)を越えて延びる長さが、少なくとも200mmであることを特徴とする、請求項1に記載の使い捨てオムツ。

**【請求項 13】**

前記腰ベルト(10)のオムツ長手方向(18)における長さが30から150mmであることを特徴とする、請求項1に記載の使い捨てオムツ。

**【請求項 14】**

前記腰ベルト(10)が前記オムツ本体(4)の外側(12)に、取り外し不可能な状態で接合されていることを特徴とする、請求項1に記載の使い捨てオムツ。

**【請求項 15】**

前記第2のファスナー(88)および/または前記第4のファスナー(99)が、メカニカルファスナーとしてループ側不織布材料(30)を備え、その際使用中は人体反対側に位置する該不織布材料(30)の第1の上面(40)が、第1のボンディングされない領域(42)を含み、該領域は互いに間隔を取って島状に配置され、そして該第1のボンディングされない領域(42)は、ボンディングされた輪郭(44)によって境界を区切られ、該境界の外では第1のボンディングされない領域より小さい第2のボンディングされない領域(48)に囲まれ、該第2のボンディングされない領域(48)によって互いに間隔を置かれることを特徴とする、請求項1に記載の使い捨てオムツ。

**【請求項 16】**

前記第2のボンディングされない領域(48)は、さらに、ボンディングされた部分領

域（50）を囲むことができる特徴とする、請求項15に記載の使い捨てオムツ。

【請求項17】

隣接する第1のボンディングされない領域（42）の間の直線的結合線（56）はいずれもつねに、ボンディングされた輪郭（44）を通って、または該第1のボンディングされない領域（42）の間に配置されているボンディングされた部分領域（50）を通って延びることを特徴とする、請求項15に記載の使い捨てオムツ。

【請求項18】

前記第1のボンディングされない領域（42）の該第1の領域の内接円（52）の直径は、2から15mmであることを特徴とする、請求項15に記載の使い捨てオムツ。

【請求項19】

前記第1の上面の総面積に対する、前記第1のボンディングされない領域（42）の面積割合は、5から75%であることを特徴とする、請求項15に記載の使い捨てオムツ。

【請求項20】

前記第1のボンディングされない領域（42）が円形、橢円形、三角形、四角形、六角形のいずれかであることを特徴とする、請求項15に記載の使い捨てオムツ。

【請求項21】

前記第1のボンディングされない領域（42）相互間の間隔は、少なくとも1mmであることを特徴とする、請求項15に記載の使い捨てオムツ。

【請求項22】

前記第1の上面の総面積に対するボンディングされた領域の総面積割合は、10から60%であることを特徴とする、請求項15に記載の使い捨てオムツ。

【請求項23】

ループ側不織布材料の剛性は最大で0.80Nであって、かつ、少なくとも0.05Nとすることを特徴とする、請求項1に記載の使い捨てオムツ。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0058

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0058】

腰ベルトの第2の部分10bは、その末端に第1のファスナー26を、メカニカルファスナーエレメントを備えるタブ26として設けられている。このタブは、腰ベルト第2の部分10bの末端221から突出する。この突出は好ましくは少なくとも10mm、特に少なくとも20mm、さらに特に少なくとも25mmとする。図2に記載するように、第1のファスナー26は人体側262と人体反対側261とからなる。人体側262は、メカニカルファスナーエレメント、すなわち面ファスナーフック263を備える。腰ベルト10が閉じられて、腰まわり方向に閉じた腰まわり円形が形成されると、この面ファスナーフックは、相方のファスナーエレメント、すなわち腰ベルト第1の部分10aの第2のファスナーエレメント88と、そして特にこの第1の部分の外側表面全体と、取り外し可能な方法で付着しながら相互作用することができる。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0061

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0061】

ベルト式オムツ2を最終的に装着するには、オムツ本体4をユーザーの両脚の間から引き上げ、さらにそのほかのメカニカルファスナーエレメントを介して、特にオムツ本体4における面ファスナーフック341を備えるタブ34を、腰ベルト10の外側に、取り外し可能な方法で固定しなければならない。本発明はそのために、腰ベルトの左右両部分の

外側に第4のファスナー99を設けるだけでなく、第1のファスナー26の人体反対側に不織布材料264から形成された面261を設ける。